

ご存知ですか？『上島町ふるさと事業費補助金等交付制度』

【目 的】

この制度は、「新たな交流による人も自然も輝くまち・上島」をテーマとしたまちづくりのため、ふるさとを大切にする運動を地域住民等が主体又は一体となって実施する公共的活動に対して、その活動費（必要物品）の全部又は一部を補助（支給）することを目的とします。

また、平成19年度から、より地域住民の皆さんの要望に答えるべく「ふるさと環境整備運動」を新設しましたので、元気なふるさとづくりにご活用くださいますようお願いいたします。

【補助対象事業】

補助の対象となる事業は、次に掲げる運動に係る事業とします。

- (1) ふるさとをきれいにする運動 → 町内公共的施設等の補修・清掃・緑化活動、町花・町木普及運動等
- (2) ふるさとをよく知る運動 → ふるさとの活性化に役立つイベントの開催等
- (3) ふるさとをよく伝える運動 → ふるさとの文化的財産の調査・研究等
- (4) **ふるさと環境整備運動** → **町内の道路・側溝・公共施設の整備（新設）**
- (5) ふるさとづくりを推進すること等町長が必要と認めた事業

【補助対象経費】

この事業の補助対象は、次に該当する事業にかかる経費で、予算の範囲内とします。

- (1) 地域住民等の自発的な意向に基づく要望があり、町長が必要と認める事業。
- (2) 国又は県の補助を受けていない事業。ただし、国又は県の補助を受けている事業であっても、町長が必要と認めたものはこの限りでない。

【補助限度額】

- きれいにする、よく伝える運動… 10万円（緑化活動は5万円）
- よく知る運動…………… 10万円（イベント事業は50万円）
- 環境整備運動……………150万円（新設事業）

※ 原則として、地域住民等が、上島町内において労力の提供を伴い実施する事業で、当該事業に必要とされるものの原材料費及び原材料費相当部分並びに物品とします。ただし、他に転用又は個人の財産となり得る備品（製品）については対象としません。

※ 事業内容によって、補助限度額等を定めていますので、ご注意ください。

この制度に関する詳細は、弓削総合支所企画情報課へお問い合わせください。なお、制度の活用を希望する場合は、上島町各総合支所担当課において申請手続きを行ってください。

弓削総合支所企画情報課	77-2500 (代)	生名総合支所総務課	76-3000 (代)
岩城総合支所総務課	75-2500 (代)	魚島総合支所総務課	78-0011 (代)

大阪近隣の皆さん応援に来てください！

「島づくりキャラバン2007 in大阪」～上島町も出展します～



- 日時 平成19年 5月3日(木)～6日(日) 10:00～17:00
- 会場 インテックス大阪 (ニュートラム中ふ頭駅下車徒歩3分)
大阪市住之江区南港北1-5-102
- 主催 国土交通省、(財)日本離島センター
- 概要 日本各地の島が出展します。



上島町の各島（弓削島、岩城島、生名島、魚島等）の紹介
イベント案内、観光案内、特産品の紹介及び販売など

- 参加団体：全国各地の離島の市町村、観光協会、商工会、NPO等
上島町から2人の職員及び有志が参加します。

**ふるさとの方々の顔を拝見することが
我々に元気を出させる応援になります。**

《問合せ先》上島町 企画情報課 TEL 0897-77-2500

担当者 東田 島本



国民年金

■納付書で納付する場合

銀行・信用金庫・農協などの金融機関、郵便局、社会保険事務所の窓口のほか、コンビニエンスストアでも納付することができます。

コンビニエンスストアなら、土・日曜日、祝日も24時間納付ができます。

納付書を紛失した場合は、お近くの社会保険事務所にお電話していただくか、直接お越しください。年金手帳等、基礎年金番号がわかるものをご持参ください。

■口座振替で納付する場合

毎月の保険料を当月末振替にすると、1か月当たり保険料が50円割引されます。

毎月納めに行く手間が省けて便利
な上、納め忘れがなく安心です。

口座振替の手続きは、①年金手帳
または納付書②通
帳③金融機関届出
印をお持ちの上、
金融機関または社
会保険事務所へお
越しください。



■社会保険庁ホームページの案内

社会保険庁ホームページ
<http://www.sia.go.jp>

社会保険庁では、年金に関する最新情報や国民年金・厚生年金等の制度についてより深く知っていただくためホームページを開設しています。

愛媛社会保険事務局ホームページ
<http://www.sia.go.jp/~ehime/>

県内社会保険事務所の年金相談窓口の休日及び夜間の開設日等のご案内をしています。

《問合せ先》
今治社会保険事務所
TEL 0898-13216141

○平成19年度の保険料は、**月額14,100円**です。
(昨年度の保険料より月240円引き上げられました)

○納められた保険料は、**全額、社会保険料控除の対象**となります。

○「老齢年金」だけでなく、万が一のときの「障害年金」や「遺族年金」の制度もあり、生涯にわたってあなたの生活をサポートします

○保険料の納め忘れがあると、年金額が減ることや、年金が受給できない場合もあります。将来確実に年金を受けていただくためにも、保険料はきちんと納めましょう。

平成19年度の自動車税（県税）

納期限は5月31日です

自動車税は、「車検時に納付すればよい税金」ではありません。必ず納期限内に納めてください。なお、便利な口座振替制度もあります。口座振替納付届は、金融機関、地方局税務課で用意していますので、ご利用ください。

【問合せ先】

今治市旭町 1-4-9
今治地方局 税務課 事業税・自動車税係
TEL 0898-23-2500（内線323）
FAX 0898-24-1586



軽自動車税（町税）減免申請について

軽自動車税について身体障害等を理由とする減免を受けするには、条例に基づき減免申請をしていただく必要があります。申請される方は、次の要領をお願いします。

■申請期限 平成19年 5月21日（月）

■申請に必要なもの

- ◎身体障害者手帳又は療育手帳等 ◎運転免許証
- ◎印鑑 ◎車検証（原付の場合は必要なし）
- ◎軽自動車納税通知書

■減免対象

- 1 歩行困難な身体障害者又は精神障害者が所有する軽自動車
 - 2 18歳未満の身体障害者又は精神障害者と生計を一にし、身体障害者又は精神障害者を常時介護する者が所有する軽自動車（1台に限る）
 - 3 身体障害者等が専用に利用する構造の軽自動車
- ※ 自動車税（県税）の減免者は対象外とする。

■申請場所及び問合せ先

- ・弓削総合支所住民課 TEL 77-2500
- ・生名総合支所住民課 TEL 76-3000
- ・岩城総合支所住民課 TEL 75-2500
- ・魚島総合支所住民課 TEL 78-0011